

## 鳥取大学工学部情報委員会専門部会に関する要項

平成18年12月7日

工学部長 裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鳥取大学工学部情報委員会規程（平成18年鳥取大学工学部規則第3号）第6条第2項の規定に基づき、工学部及び工学研究科内に設置された情報ネットワーク及びそれに関連する情報セキュリティの専門的及び緊急的に対応しなければならない事項について対応する専門部会に関し、必要事項を定めるものとする。

(設置)

第2 工学部情報委員会は、工学部及び工学研究科内に設置された情報ネットワーク及びそれに関連する情報セキュリティの専門的及び緊急的に対応しなければならない事項について対応するため、工学部情報セキュリティ専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(組織)

第3 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 工学部情報委員会規程第3条第3号の委員又は推薦された者、及び技術職員

二 その他専門部会長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員の任期は、部会長がその都度定める。

3 専門部会に、当該専門部会の技術内容に精通した者で、前項第1号の委員が必要と認めた者を必要な都度、出席させることができる。

(部会長)

第4 専門部会に、部会を統括するため、部会長を置く。

2 部会長は、工学部情報委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した部員がその職務を代理する。

(業務)

第5 専門部会は、次の業務を行うものとする。

一 ネットワーク及び情報セキュリティの専門的及び緊急的な対応を要する事項に関すること

二 情報ネットワーク及び情報セキュリティに関する調査，申請に関するこ  
と，その他情報委員会からの要請に基づく事項に関すること

2 前項の業務は，必要に応じて情報セキュリティ技術専門チームと連携，協  
力して行うものとする。

(事務)

第6 専門部会の事務は，工学部事務部において処理する。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか，この要項の実施に関し必要な事項は，別  
に定める。

附 則

この要項は，平成18年12月7日から実施する。

附 則

この要項は，平成19年11月19日から実施する。

附 則

この要項は，平成20年4月1日から実施する。